

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○国土調査の成果の認証	(地域復興支援課)	一
○形質変更時要届出区域の指定	(環境対策課)	一
○有害図書類の指定	(共同参画社会推進課)	一
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	二
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	二
○家畜伝染病の発生	(畜産課)	二
○県営土地改良事業計画の縦覧	(農村振興課)	三
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	三
○土地区画整理組合の解散の認可	(都市計画課)	三
○開発行為に関する工事の完了(三件)	(建築宅地課)	四
○大谷川浜大谷川事件裁決手続開始決定		五
○大谷川浜前原事件裁決手続開始決定		五

告 示

○宮城県告示第二百三十号
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成二十九年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

気仙沼市

二 調査を行った時期

平成二十六年年度から平成二十七年年度まで

三 成果の名称

気仙沼市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

気仙沼市本吉町狼の巣の一部

五 認証年月日

平成二十九年二月二十八日

○宮城県告示第二百三十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

平成二十九年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域

大崎市古川駅前大通三丁目八十三番二及び八十七番

二 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第四項第九号から第十一号までの該当性

土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する。

○宮城県告示第二百三十二号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十九年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	実話BUNKAタブー 4月号 2017 05375104 エキサイトینگマックス デラックス 早春 特大号2017	(株)コアマガジン
二	雑誌	67983187 CIRCUS MAX Special vo 1.25	(株)ぶんか社
三	雑誌	04100104 特ダネ TABOO! 7 ISBN9781418921213	(株)インテルフィン
四	雑誌	ねえ、俺ともシチャウ? 57638199 ググってはいけない禁断の言葉 2017 ISBN978141865371069	(株)竹書房 (株)鉄人社
五	コミック誌	ナックルス極ベスト 2017暴力復活 vo 1.17	ミリオン出版(株)
六	雑誌	68517165 レベル9 VOL.24	ミリオン出版(株)
七	雑誌	68517166 激裏情報ゲキペディア 64246135	(株)三オブックス

二 指定理由

図書類の内容が一から五の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、六の図書類にあつては甚だしく残忍性を有し、七から八の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し及び著しく犯罪を誘発し、九の図書類にあつては著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第百三十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十九年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五二七〇七二七	こころ吉岡南一丁目 大和町吉岡南一丁目 十二番地七	放課後等デイサービス	株式会社TMサポート	平成二十九年三月一日

○宮城県告示第百三十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十九年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一一五〇三九〇	J Aみどりのふれ愛 福祉センター鹿島台 大崎市鹿島台広長字 内の浦八十一番地	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	みどりの農業 協同組合	平成二十九年 四月一日

○宮城県告示第百三十五号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十九年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

平成二十九年三月十四日

○宮城県告示第百三十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十九年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨ一ネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

栗原市

五 発生年月日

平成二十九年三月六日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第二百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営手樽地区土地改良事業農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興基盤総合整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成二十九年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十九年三月十四日から平成二十九年四月十二日まで

三 縦覧場所

松島町役場

○宮城県告示第二百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養かんよう

3 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

仙台市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百三十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第四十五条第二項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。

平成二十九年三月十四日

一 組合の名称
名取市愛島東部第二土地区画整理組合

二 事務所の所在地
名取市愛島郷二丁目一番地の七

三 解散事由
事業の完成

四 解散認可の年月日
平成二十九年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年三月十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
岩沼市字朝日七十番、百八十七番の一部、七十番地先の道の一部

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市青葉区立町二十二番十五ー703号
株式会社富士産商

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年三月十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
登米市中田町宝江黒沼字新西野一番一、一番二、三番、四番

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
登米市中田町宝江黒沼字蓬原五十一番地四
学校法人さくら学園

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市

計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年三月十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
牡鹿郡女川町竹浦字月浜六番一の一部、七番の一部、八番二の一部、八番三の一部、八番四、八番五、九番の一部、十三番、十四番の一部、十五番一の一部、十五番二、十六番一、十六番二、十七番二の一部、十八番の一部、十九番一、十九番二、二十番、二十一番、二十二番、二十三番、二十四番、二十五番、二十六番、二十七番、二十八番一、二十八番二、二十八番三、二十九番二、三十番一、三十一番、三十二番の一部、三十三番、四十一番一の一部、四十二番の一部、四十三番一、四十三番二、四十四番、四十五番、四十六番一、四十六番二、四十七番、四十八番、四十九番、五十番、五十一番一、五十一番二、五十一番三、五十二番の一部、五十三番一、五十三番二、五十三番三の一部、五十三番四、五十四番一、五十四番二、五十五番の一部、六十番の一部、九十三番二の一部、九十三番三の一部、九十三番四の一部、同字竹浦七十九番一、八十二番一、八十二番二、八十三番、八十四番、八十五番一、八十七番三、八十八番、八十九番三、百十六番一の一部、百十七番の一部、同字月浜八番二地先の道の一部、八番五地先の道の一部、九番地先の道の一部、十五番一地先の道の一部、十七番二地先の道の一部、二十三番地先の道の一部、三十二番地先の道の一部、三十三番地先の道の一部、五十四番一地先の道の一部、同字竹浦百十六番一地先の道の一部

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
女川町

収 用 委 員 会

○宮城県収用委員会告示第13号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成29年3月14日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 起業者の名称

宮城県

2 事業の種類

- (1) 大谷川地区海岸改修工事（宮城県石巻市大谷川浜小浜山内から同市大谷川浜二重坂地内まで）
- (2) 県道女川牡鹿線改築工事（宮城県石巻市大谷川浜小浜山内から同市大谷川浜二重坂地内まで）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在 宮城県石巻市大谷川浜大谷川

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
1 番	雑種地	雑種地 (一部水没)	4,957	4,955.44	2,646.61

4 土地所有者の氏名及び住所

持分24分の1

土地所有者不明 ただし、登記名義人 牡鹿郡大原村谷川浜字苗代目75番地 高橋豊吉（登記簿上の氏名 高橋豊吉） 法定相続人（別紙第1のとおり） 持分24分の1

土地所有者不明 ただし、登記名義人 牡鹿郡大原村谷川浜字苗代目31番地の2 阿部昌亮（登記簿上の氏名 阿部正亮） 法定相続人（別紙第2のとおり） 持分24分の1

土地所有者不明 ただし、登記名義人 牡鹿郡大原村谷川浜字二重坂7番地 佐藤兼吉 法定相続人（別紙第3のとおり） 持分24分の1

土地所有者不明 ただし、登記名義人 牡鹿郡大原村谷川浜字苗代目5番地の2 阿部米藏 法定相続人（別紙第4のとおり） 持分24分の1

土地所有者不明 ただし、登記名義人 牡鹿郡大原村谷川浜字苗代目104番地 阿部善之進 法定相続人（別紙第5のとおり）

(注) 別紙第1から別紙第5までは、宮城県収用委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務時間を定める規則（平成元年4月1日宮城県規則第45号）に規定する県の執務時間とする。

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成29年3月6日

○宮城県収用委員会告示第14号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成29年3月14日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 起業者の名称

宮城県

2 事業の種類

- (1) 大谷川地区海岸改修工事（宮城県石巻市大谷川浜小浜山内から同市大谷川浜二重坂地内まで）
- (2) 県道女川牡鹿線改築工事（宮城県石巻市大谷川浜小浜山内から同市大谷川浜二重坂地内まで）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在 宮城県石巻市大谷川浜前原

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
35番	宅地	宅地	170.19	170.87	170.87

4 土地所有者の氏名及び住所

登記記録表題部所有者「木村源三郎外5名」中、「木村源三郎」について
木村源三郎法定相続人（別紙のとおり）

登記記録表題部所有者「木村源三郎外5名」中、「外5名」について
土地所有者不明 ただし、登記記録表題部の記載 外5名

（注）別紙は、宮城県収用委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務
時間を定める規則（平成元年4月1日宮城県規則第45号）に規定する県の執務時間とする。

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成29年3月6日